

飯山市病後児保育事業のご案内

病後児保育とは

保育園等に在園中の児童が、「病気の回復期」にあり、医療機関での加療の必要は無いが、保育園等での集団保育が困難な期間、専用の保育室でお預りする事業です。

◇利用できる児童(以下のいずれにも該当する場合)

- * 飯山市内に住所があり、保育所・幼稚園・認定こども園等に通園している満1歳以上の児童(飯山市内に住所があり、他市町村の保育所等に通園中の児童も含まれます)
- * 「病気(怪我)の回復期」にあり、医療機関による加療の必要は無いが、安静の確保等集団保育が困難な児童で、病後児保育の利用が可能と医師が認めた児童
- * 児童の保護者が、勤務、傷病、出産などやむを得ない理由により家庭での保育を行うことが困難な場合

◇実施施設

飯山市大字飯山2363番地 飯山市子ども館「きらら」内 病後児保育室
TEL 67-0167(きらら代表番号) ※病後児保育室への直通電話はありません。

◇利用可能期間

- * 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時
(ただし、祝日、8月13日～8月16日、12月29日～1月3日 を除く)
- * 連続の利用は原則7日以内

◇利用料

病後児保育の利用料は無料です。
(ただし、利用申請にかかる費用、医療機関を受診した場合の医療費等は保護者負担となります。)

◇利用登録

病後児保育の利用には、**事前に登録が必要です**。病後児保育の利用をお考えの方は、あらかじめ利用登録をお願いします。

「飯山市病後児保育利用登録申請書」(様式第1号)に必要事項を記入し、飯山市役所子ども育成課または各保育園・幼稚園へ提出して下さい。

◇利用申し込み

利用希望日の**前日までに**、予約をお願いします。
受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分
申込先 飯山市子ども館「きらら」 TEL67-0167

◇診察

かかりつけ医に、病後児保育の利用が可能かをご相談ください。また利用可能な場合は、「飯山市病後児保育 診療情報提供書」(様式第3号)の保護者記載欄に必要事項を記入のうえ、受診医療機関へ提出し、医療機関記載欄に記入してもらいます。
なお、発行に係る費用は保護者負担となります。

◇病後児保育利用

利用申請書(様式第2号)、診療情報提供書(様式第3号)を担当職員に提出し、担当職員からお子様の状況等をお聞きしたうえで、保育開始となります。

◎利用上のお願い

- * 医師から病後児保育の利用が可能と判断された場合でも、他の受入れ児童の状況や、感染症、児童の体調などにより、施設の判断で利用をお断りする場合があります。
- * 保育中においても、児童の体調変化などがあった場合、お迎えをお願いする場合があります。
- * 病後児保育は、いろいろな症状の児童が利用されます。
感染症の場合は、感染の恐れが無くなってからの利用となり、また保育室も症状別に部屋を分けて保育をしますが、2次感染を防げる施設ではないという点をご理解いただき、ご利用願います。

◎利用登録申請書、利用申請書、診療情報提供書につきましては、各保育園、幼稚園、子ども館さらら、市役所子ども育成課にございます。

